

# 一般財団法人河川情報センターコンプライアンス規則

## (目的)

**第1条** この規則は、一般財団法人河川情報センター（以下「センター」という。）が、社会的信頼を確保し、センターの使命と社会的責任を果たすため、センターにおけるコンプライアンスに係る体制の整備及びその推進のために必要な事項を定めることを目的とする。

## (コンプライアンスの定義)

**第2条** センターにおけるコンプライアンスとは、関係法令及びセンターの定款、内部規程、その他の社会的規範（以下「法令等」という。）を遵守することをいう。

## (役職員の責務)

**第3条** 役員、職員（臨時職員、嘱託職員を含む。）、研修員（以下「役職員」という。）は、センターの使命と社会的責任を自覚するとともに、常に法令等を遵守し、適切な業務遂行に努めなければならない。

## (コンプライアンス委員会の設置)

**第4条** コンプライアンスに係る取り組みを推進するため、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (コンプライアンス委員会の組織及び審議事項)

**第5条** 委員長は理事長とし、委員は部長職以上の者とする。

2 委員会は、次に掲げる事項を検討・審議等する。

- (1) コンプライアンスの実施に係る規程等の制定及び改廃に関すること。
- (2) コンプライアンスに係る教育及び指導の実施に関すること。
- (3) その他コンプライアンスに係る必要な事項に関すること。

3 委員会の開催は、必要に応じて委員長が招集する。

## (コンプライアンス相談又は通報体制の整備等)

**第6条** 理事長は、相談又は通報に関する必要な事項を整備するとともに、相談又は通報に関して不利益な取扱いを行わないよう措置する。

2 前項の措置については、理事長が別に定める。

## (研修等)

**第7条** センターは、役職員に対しコンプライアンスに関する研修及び指導を行う。

## (雑則)

**第8条** この規則に関する改正等必要な事項については、理事長が定める。

## 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。